

ンアリが、平成20年6月にはセアカゴケグモが生息確認された。

環境大臣の防除の確認を受けた市町村数は、アライグマでは平成26年度に1町が新たに確認を受け計23市町に、ヌートリアでは1町が新たに確認を受け計24市町になった。なお、平成26年度には、アライグマ379頭、ヌートリア846頭が捕獲（狩猟及び有害捕獲による頭数を含む）された。

(2) 特定鳥獣保護管理計画に基づく取組<自然環境保全課>

長期的な観点から、安定的な生息数の維持と野生動物による人身被害の防止、農林業被害の軽減及び自然環境の保全を図り、人と野生動物の共存関係を構築することを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第7条の規定に基づき策定している4種（ニホンカモシカ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ）の特定鳥獣保護管理計画について、平成27年5月の改正法の施行を踏まえ第二種特定鳥獣管理計画に変更した。

ニホンカモシカについては、林業被害等の防除を目的として221頭の個体数調整を行った。

ツキノワグマについては、主要な餌であるブナ等堅果類の豊凶状況調査を行い出没を予測するとともに、クマの大量出没により有害捕獲頭数が増えことから、個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため狩猟の自粛をお願いした。

イノシシについては、前年度に引き続き狩猟期間を1ヶ月（2/16～3/15）延長して捕獲の推進に努めた。

ニホンジカについても、イノシシと同様に狩猟期間を1ヶ月延長するとともに、狩猟者1人当たりの1日の捕獲頭数の上限を緩和し、捕獲の推進に努めた。なお、平成27年の猟期からは、わな猟による捕獲数の制限を解除することとした。

(3) カワウ食害防止対策の推進<農政課水産振興室>

カワウによる水産資源の食害及び河川生態系への影響の軽減を目的に、平成26年度は9漁業協同組合が行う駆除事業に対して支援した。また、ねぐらのコロニー化防止のために繁殖期直前に追い払いを実施した。また、カワウ食害対策指針を作成するための資料とするために飛来地における生息羽数調査を実施した。

第2節 身近な自然環境の保全と再生

1 身近な水辺の保全

(1) 水田魚道の設置促進<農村振興課>

水田の持つ魚の産卵、繁殖、育成の場としての機能を取り戻すため、水路間の落差や水路と水田の落差をつなぐ水田魚道の設置の促進を進めている。平成26年度は、養老町で「水田魚道の設置研修会」を実施し、地域の方へ水田魚道の必要性や効果、設置方法など学んでいた。これまでに12地区の水田魚道が設置されている。

(2) 環境との調和に配慮した農業農村整備事業の実施<農地整備課>

ホタルやトンボなどが生息する自然環境に配慮した水路や、親水施設、水辺の散策路など身近な自然に親むことのできる農村空間の整備を、地域の合意形成を図りながら進めている。

ア 環境に配慮した農業農村整備事業の実施

農業生産基盤整備事業では、自然環境との調和に配慮した整備を推進しており、地域の生き物調査などから必要に応じて、その地域で守るべき水生生物等の生息環境を考慮した工法を、住民協働にて選定し工事を実施した。

イ 希少生物保全推進事業の実施

農業農村整備事業において、希少生物や地域として保全が必要な生態系に配慮した工事を実施した場合、従来工法との差額のうち地元負担分を支援し、自然と共生する農業農村づくりを推進した。

ウ 農村地域のビオトープ化の推進

農村地域に広範に存在するため池や農業用排水路などの土地改良施設を対象に、メダカ、ホタル等の地域の在来種を指標とした整備手法により、身近なビオトープ空間の整備を行った。

エ 自然と親しむ場の整備

二次的な自然を形成しているため池や農業用排水路などの土地改良施設を対象に、地域住民や都市住民が自然とふれあう場となるよう施設を整備し、地域住民が中心となって施設の維持・保全を行った。

（平成26年度 1箇所）

(3) 治山事業<治山課>

森林の維持造成を通して水源かん養機能の高度発揮、山地災害の未然防止、生活環境の保全形成を図り、安全で住みよいふるさとづくりを推進するため、「森林整備保全事業計画」に基づき、山地治山、水源地域等保安林整備、防災林整備等各種治山事業を計画的に推進した。

また、砂防事業と連携し、流域の一体的な整備を行う仕組みを「里山砂防」と位置づけ、重点箇所の整備を実施している。

(4) 魚つき保安林の指定<治山課>

水生昆虫類の餌となる落ち葉などの供給や、樹木や下草が地表を覆うことによる水質の濁り防止、さらには、水面へ木陰をつくり、水温の上昇を抑制するなど、魚が生息しやすい環境をつくるため、魚つき保安林を指定している。平成26年度には、新たに恵那市内において指定した。

(5) 自然の水辺復活プロジェクトの推進<技術検査課、河川課>

建設工事により多様な生物の生息環境が減少・消滅することを回避するため、行政や民間の現場技術者等へ自然共生の重要性を啓発すると共に、自然環境の創出が可能な工法の分析・評価・対策・データ蓄積を進めるために、産学民官が連携して次の施策を実施している。

ア 岐阜県自然共生工法研究会の主催により、産学民官が対等な立場で連携する研究発表会、現地見学会、勉強会等を開催

イ 岐阜県自然工法管理士2,695名を認定（平成26年度末現在）

ウ 各現場で実施した自然共生への取り組み（工法等）について分析・評価し、所要の対策を検討した上で、その知見を他の現場に反映

エ 各務原市川島の実際の河川を利用した自然共生川づくりの実証実験

(6) 清流の国ぎふづくり水環境イベントの開催<河川課>

「清流の国ぎふ」づくりを支える人づくりを推進するため、平成26年度は、川や川に棲む生き物との触れ合いを通じて、身近にある自然環境の大切さを考えることを目的とした「清流の国ぎふづくり水環境イベント」を開催し、小学生の親子115名が参加した。

(7) 水辺の楽校プロジェクト<河川課>

小学校の近隣で河川改修を実施する場合には、市町村の要望に基づき、河川が体験学習の場となるような身近な水辺として整備している。

具体的には、自然な河岸、瀬や淵などの創出、水辺に近づける護岸等の整備を行う。県内では、瑞浪市の土岐川、山根市の鳥羽川、岐阜市の戸石川が登録されている。

(8) 河川環境整備等の取組<河川課>

ベスト・リバー事業などにより、水生生物の生息環境、親水、景観、河川空間利用に配慮した川づくりを推進している。

また、「きれいな水が流れている川」、「緑があり自然と親しめる川」にするため、住民による河川敷清掃など河川美化活動を進めている。

ア 自然と共生した川づくり

河川が本来もつ自然環境を復元するため、現在、全ての河川改修工事において、自然と共生した川づくりを実施している。

例えば、川の瀬、淵、河畔林といった河川環境を保全するために、これまでの定規断面（台形等）によらない河道計画の立案、石などの自然素材を用いた河川整備、高木を残し植生を回復できる隠し護岸ブロックの使用など環境に配慮して工事を実施している。

なお、植生の回復を図る際には、在来種を回復させるため、現地発土を護岸ブロックの中詰材や覆土に使用している。

イ 河川工事に伴う環境対策

工事前に工事区間内に取り残された魚類などの生物を保護するとともに、護岸等の設計に反映できるような生物の生息状況の事前調査に取り組んでいる。

また、自然工法管理士、川で活動する団体、地域住民、土木事務所職員をメンバーとしたベストラバー推進グループを設置し、計画から施工まで地域に適した川づくりを推進している。

ウ 高須輪中水草対策

海津市内の大江川、東大江川、福江川、中江川では従来よりホテイアオイ、ボタンウキクサが異常に繁殖し、出水時に排水機に詰まる等の被害が発生していた。また、腐敗による水質の悪化や景観への悪影響、河川利用者からの苦情等もあり、地域住民や漁協、市、県で水草監視通報ネットワークを構築し、住民と協働による対策を実施している。

大江川では平成22年8月にアオコが発生、腐敗して、水質悪化や悪臭等で地元の苦情が相次ぐなど、近年、河川環境面で問題が発生している。そのため、「清流の国ぎふ」づくりの一環として、学識経験者や行政機関等による「清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会」において意見交換を行いながら水質浄化対策の検討を進め、平成25年度から当面の対策として、揖

斐川からの導水を行っている。

エ 糸貫川水環境対策

糸貫川の水辺には親水機能を有した公園等が多く存在しているが、一方で、恒常的に高いBODや濁り、ゴミの投棄など、水環境に課題を有している。

そこで、糸貫川をより魅力的な地域の憩いの場とするため、平成26年度に地域住民や学識経験者、関係市町、県関係機関等からなる「清流の国ぎふづくり糸貫川水環境対策検討会」を設立し、流域全体の水環境の改善を図ることとしている。

(9) 自然環境に配慮した砂防事業の推進<砂防課>

近年の環境意識の高まりを受けて、溪流の連続性が確保できる鋼製スリットえん堤を採用する等、生態系との調和を目指し、自然環境に配慮した砂防事業を実施している。

その他にも、砂防、治山、森林整備が連携し、一体的な流域の整備を行う仕組みを「里山砂防」と位置づけ重点箇所として実施している。（平成26年度 不動川（瑞浪市）他5箇所）

(10) 水みちの連続性確保<河川課>

本県では「清流の国ぎふ」づくりの一環として、多様な生物が遡上・降下できる水みちの連続性を確保することを施策として掲げており、河川魚道の状態把握と適切な維持管理を進めている。平成25年度からは公募により県民を「フィッシュウェイ・サポーター」に委嘱し、県民協働による魚道点検を年1回程度行っている。点検の際には岐阜県自然共生工法研究会（魚道研究専門ワーキンググループ）の協力で作成した、魚道の機能を簡便に評価できる「清流の国ぎふ・魚道カルテ」を用いるとともに、点検結果を踏まえ、魚道内の堆積土砂除去や破損箇所修繕を実施し、魚道の機能回復を図っている。平成26年度には長良川、揖斐川、木曾・飛騨川、宮川の4流域において魚道の管理者等を構成員とする「魚道管理連絡会」を設置・開催し、各流域の魚道管理方針を策定した。今後は方針に基づき、県と各魚道管理者が協働して管理を行い、河川の連続性を確保する。

さらに、平成26年3月20日には「清流の国ぎふ・水みちの連続性連携検討会」を設立し、里山（水田）と里川をつなぐ水みちの連続性を確保するための対策を検討した。今後は検討会での意見を踏まえ関係機関と連携し、河川、農業用排水路、水田における落差を解消する。

これらの事業を通じて、里山（水田）から里川、海までの水みちの連続性を確保することにより、生物多様性の維持、保全を図り、里川の原因風景を次世代へと継承し、世界農業遺産登録を目指すこととしている。

表2-1-8 フィッシュウェイ・サポーター委嘱数

年度	H25	H26	合計
人数（人）	115	45	160

備考）県河川課調べ

2 里地里山の保全

(1) 耕作放棄地対策<農村振興課>

耕作放棄地の増加は、病害虫の温床や有害鳥獣の棲みかとなり、近隣の農作物へ被害を及ぼすなど、地域の農

業に悪影響を与えている。

このため、本県では耕作放棄地の発生防止のため、中山間地域等直接支払制度の活用や重点推進期間を設定した集中的な再生利用運動を展開し、耕作放棄地の発生防止並びに耕作放棄地の解消に努め、平成26年度においては、71haの耕作放棄地を解消している。

ア 中山間地域等直接支払制度

本事業により、農業生産条件不利地域を支援し、自立的かつ継続的な農業生産活動等が図られ、新たな耕作放棄地の発生を防止することができた。

イ 重点推進期間を設定した集中的な再生利用運動

耕作放棄地対策の重点推進期間として、平成26年9月24日～11月21日を『農地イキイキ再生週間』として設定し、企業や一般県民の参加を得て、県内各地で耕作放棄地解消活動及び、普及・啓発活動を集中的に実施した。(12地区・103名参加)

(2) 1工事1配慮運動の実施<農地整備課>

農業農村整備事業の工事の施工に際して、わずかな経費での工夫を図り、小規模な対応により、地域の生態系や景観などに配慮する「1工事1配慮運動」を平成19年度から推進している。平成23年度から、施工時のみではなく、計画から完成まで工事に係る取組全体について環境配慮することとし、取組の拡大を図った。

(3) 地域住民による土地改良施設の維持・管理<農地整備課>

二次的な自然を形成しているため池や農業用排水路などの土地改良施設を対象に、地域住民や都市住民が自然とふれあう場となるよう施設を整備し、地域住民が中心となって施設の維持・保全を行った。(平成26年度1箇所)(再掲)

(4) 里山の保全・利用対策の推進<恵みの森づくり推進課>

清流の国ぎふ森林・環境税を活用して、県下各地で里山林整備事業を実施するとともに、環境への配慮と森林資源を活用した新たな里山再生手法の構築を目指して環境保全モデル林整備事業を実施した。

① 里山林整備事業

市町村等が県下各地で実施する里山林の整備等を支援した。

(整備面積：923.92ha、病害虫防除：517.86㎡、施設改修18ヶ所)

② 環境保全モデル林整備事業

平成25年度に第2号環境保全モデル林として選定した可児市我田の森(わがたのもり)について、整備・活用計画に基づき整備(森林整備、散策路、管理棟、バイオトイレ、ステージなど)を行った。

また、第3号、第4号環境保全モデル林の候補地を公募し、応募のあった4件の候補地の中から、土岐高山城跡の森(たかやまじょうしのもり)、中津川市加子母福崎の森(かしもふくさきのもり)をモデル林に選定した。(8月1日)

同モデル林で里山林保全活動を希望する団体や恵みの森づくりコンソーシアム会員、学識経験者、市、県から成る各環境保全モデル林整備・活用計画策定会議を設置し、平成26年9月から平成27年2月にかけて、各モデル林の整備の目的、整備内容及び利活用内容を検討し、計画を策定した。

(5) 森林被害防止対策の推進<森林整備課>

3月から4月までの間を「山火事予防運動」期間に定め、森林パトロールや各種広報媒体による普及活動を実施した。また、森林被害状況調査を実施して早期に森林被害を発見し、市町村が行う防除対策を支援した。

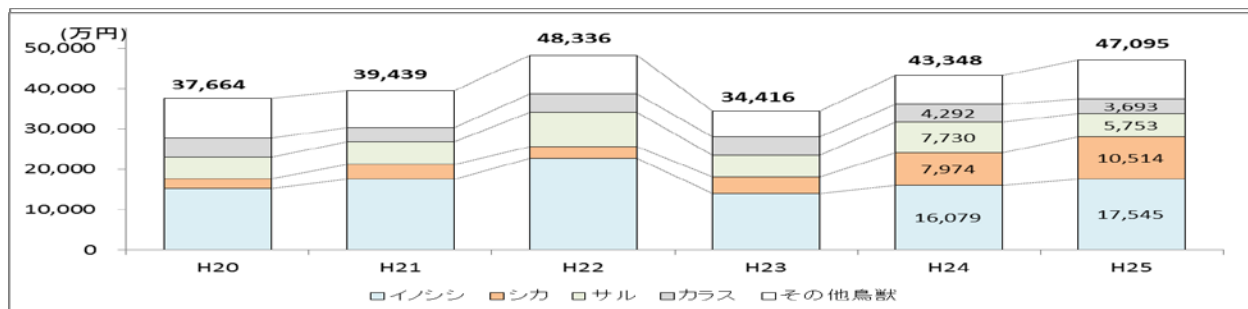
(6) アカマツ林整備、マツタケの発生量調査<林政課>

平成14年度以降、八百津町の町有アカマツ林において森林文化アカデミー森と木のクリエイター科1・2年の野外実習として、萌芽枝等の伐採やマツタケ子実体発生調査を行ってきたが、平成26年度は当該調査地点を含む森林への立入許可を管理者から得られなかったため、調査を行えなかった。

(7) 鳥獣被害対策<農村振興課>

野生鳥獣による農作物被害額については、平成25年度には4億7千万円となった(図2-1-2)。

図2-1-2 野生鳥獣による農作物被害額の推移



備考) 県農村振興課調べ

本県では平成23年1月に「岐阜県鳥獣被害対策本部」を、また各圏域ごとに地域対策本部を設置し、野生鳥獣による農林水産物被害や生活被害の軽減に向けた対策を進めてきた。

具体的な取組としては、平成26年度は、重点支援地区設置による対策のモデルづくり(県下8地区)、市町村が行う防護柵設置(計313km)等の取組支援、被害集

落における研修会・講習会の開催(39回・延べ1,159人参加)などを実施した。また、農作物の被害対策を現地で指導できる人材の育成を行い、平成19～26年度までに556人の相談員を養成した。

(8) 鳥獣被害対策(個体数管理)<自然環境保全課>

農林業被害及び自然植生被害の軽減を目的としたニホンジカの個体数調整を実施し、平成26年度は山県市

他11市町において5,653頭を捕獲した。

第3節 自然とのふれあいの機会の充実

1 自然公園等の保全と利用

(1) 自然公園<自然環境保全課>

ア 指定状況

県内には「中部山岳国立公園」、「白山国立公園」の2箇所、国立公園をはじめとして、国立公園2箇所、県立自然公園15箇所、計195,093haの自然公園が指定されている。

また、社会情勢の変化、それに伴う自然環境、景観の変化をふまえ、順次、自然公園の再検討（見直し作業）を行い、公園計画の所要の改訂を行っている。

イ 各種行為の規制

自然公園の風致景観を保護するため、「自然公園法」及び「岐阜県立自然公園条例」に基づき、自然公園の区域内に、特別地域、特別保護地区を指定している。

これらの地域における一定の行為は、環境大臣又は

知事の許可を受けなければならないものとされており、また、これらの地域以外の地域（普通地域）についても、一定の行為は、知事に事前に届出を行うこととされている。

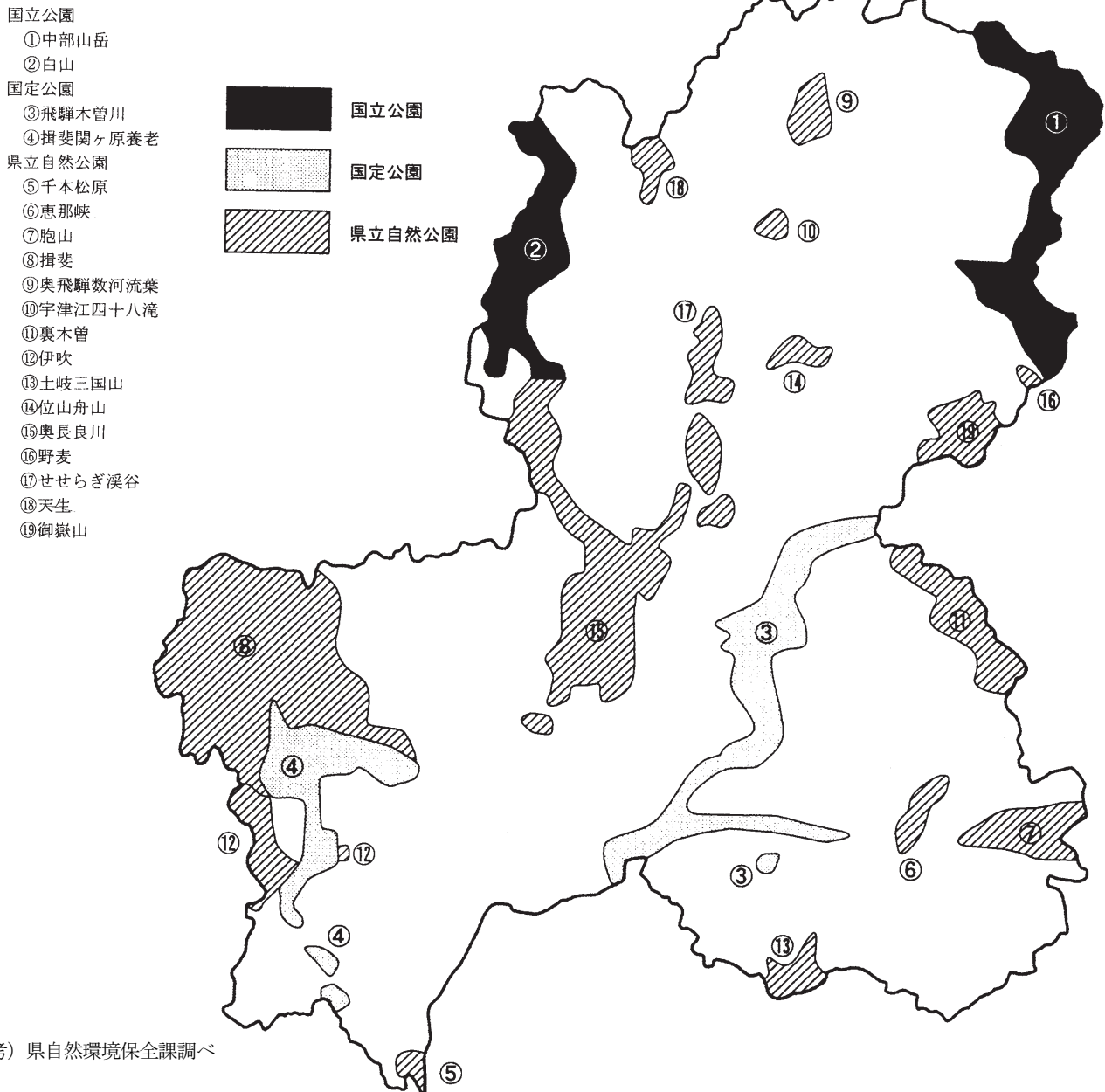
ウ 保護の体制

本県では、自然保護員13名を配置し、県立自然公園内の風致景観を保護している。また、国においても、自然公園指導員の制度を設けており、本県では、53名が委嘱されているほか、中部山岳国立公園の平湯地区に自然保護官事務所を設置し、現地の保護体制の充実に努めている。

エ 施設整備

自然公園の適正な利用を図るため年々利用施設の整備を進めており、平成26年度においては中部山岳国立公園の乗鞍鶴ヶ池駐車場の補修、東海自然歩道の標識立替ほか整備を実施した。

図2-1-3 自然公園の位置図



備考) 県自然環境保全課調べ